

(別紙様式 1)

令和 8 年度沖縄島北部地域における希少昆虫類生息状況の推移把握及び生息環境の維持改善に関する調査等業務請負条件

希少昆虫類の生息状況及び生息環境の維持改善に関する調査においては、沖縄島北部地域内（沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村、東村）の陰しい山中で、樹種を判別しながら生息木を探索する技術や、沖縄島北部地域における希少昆虫類の生態についての深い知見が必要であり、業務従事者の能力・経験によって、調査結果が大きく変化する。また、本業務では、現に飼育個体を有するため、業務開始当初より、希少甲虫類を飼育できる設備環境、管理体制及び希少甲虫類の飼育経験を有することが必要である。このことから、業務従事者には一定以上の経験と高い専門性が求められる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ① 過去 10 年以内に沖縄島北部地域における希少昆虫類の生態に関する調査に関する 3 件以上の業務実績が確認できる書類（当該業務に係る契約書の写し及び業務内容が分かるもの等）。
- ② 過去 10 年以内に沖縄島北部地域における樹木の種判別を伴う森林環境調査に関する 1 件以上の業務実績が確認できる書類（当該業務に係る契約書の写し及び業務内容が分かるもの等）
- ③ 過去 5 年以内に希少甲虫類の飼育に関する 1 件以上の業務実績が確認できる書類（当該業務に係る契約書の写し及び業務内容が分かるもの等）
- ④ 甲虫の飼育設備に関する資料（飼育設備の写真等（撮影日時が分かるもの））

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
入札説明書 7. (1) のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書 4. に同じ
- ③ 提出部数
2 部
- ④ 提出方法
入札説明書 7. のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
ア 持参する場合の受付時間は、平日の 9 時から 16 時まで（12 時～13 時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和８年度沖縄島北部地域における希少昆虫類生息状況の推移把握及び生息環境の維持改善に関する調査等業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（３）審査結果の回答

入札説明書 ７．（４）のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州環境局沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年度沖縄島北部地域における希少昆虫類生息状況の推移把握及び生息環境の維持改善に関する調査等業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 過去 10 年以内に沖縄島北部地域における希少昆虫類の生態に関する調査に関する 3 件以上の業務実績が確認できる書類（当該業務に係る契約書の写し及び業務内容が分かるもの等）。
- ② 過去 10 年以内に沖縄島北部地域における樹木の種判別を伴う森林環境調査に関する 1 件以上の業務実績が確認できる書類（当該業務に係る契約書の写し及び業務内容が分かるもの等）
- ③ 過去 5 年以内に希少甲虫類の飼育に関する 1 件以上の業務実績が確認できる書類（当該業務に係る契約書の写し及び業務内容が分かるもの等）
- ④ 甲虫の飼育設備に関する資料（飼育設備の写真等（撮影日時が分かるもの））

(担当者等連絡先)

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L:

E-mail :